

豊中市高齢者位置情報システム事業業務委託仕様書

1. 件名

豊中市高齢者位置情報システム事業業務委託（単価契約）

2. 委託期間

令和5年（2023年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日まで

3. 業務目的

この事業は、高齢者の位置情報を検索できるシステム（以下、「位置情報システム」という。）を活用し、高齢者を早期に発見し、その居場所を家族などに伝え、事故の防止を図ることにより、ひとりで外出して行方不明になる恐れのある高齢者の家族が安心して介護できる環境を整備することを目的とする。

4. 受注者の責務

受注者は、位置情報システムによる24時間体制の位置情報提供サービス及び低廉な価格で良質な位置情報システム端末装置等（以下、「端末装置等」という。）を確保し、発注者の指示に従い、誠実に委託業務を実施すること。

5. 対象者

この事業の対象者は、市内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に記載されている者であって次の各号のいずれかに該当する者とする。

（1）原則同居の家族が介護している65歳以上の高齢者で、かつ、ひとりで外出して行方不明になる恐れのある者。ただし、常時家族が介護している事実が認められるのであれば、豊中市内もしくは豊中市に隣接する市町村に家族が住んでいる場合も可とする。

（2）その他市長が必要と認める者

6. 用語の定義

次の用語はそれぞれ次の意味で使用する。

（1）端末装置とは、受注者が本サービスのため発注者へ貸与する所在確認用の端末をいう。

（2）位置情報とは、端末装置のおおよその所在場所の情報をいう。

（3）利用者とは、本サービスの提供を受ける者をいう。

（4）位置情報対象者とは、端末装置を所持（携帯）する者をいう。

（5）位置情報確認者とは、位置情報対象者の位置情報の確認行為を行う者をいう。

7. 業務内容

受注者は、以下の業務を行うこと。

(1) 受注者は、発注者からの通知に基づき、速やかに端末装置等を納品し、利用者にその取扱方法、検索方法、費用の負担等の事業概要について説明すること。

(2) 受注者は、コールセンターを設置し、位置情報確認者からの要請に基づき、位置情報を検索し、その結果を電話等にて、位置情報確認者に通知すること。

8. サービス提供について

- ・受注者は、プライバシーの保護及びセキュリティ管理のため、本サービスの利用にあたって暗証番号を設けるなど、正当な位置情報確認者を確認する手法を講じること。
- ・受注者は、端末装置を位置情報対象者1名につき1台と充電器やその他付属品(以下、「付属品」という。)を貸与もしくは販売し、これを利用して本サービスを提供すること。
- ・販売する場合の品質保証期間は、その引渡しの日より起算して1年間とし、利用者の取り扱い不注意、故意、不可抗力、又は第三者による損壊の場合を除き、品質保証期間中は受注者の負担で補修、交換等を行うこと。

9. 契約代金の支払等

- ・受注者は、発注者に対して加入料金・付属品代金を請求書を添付して請求すること。
- ・発注者は、前項の規定に基づく請求書を受理した場合は、内容を審査のうえ、30日以内に受注者にその代金を支払う。
- ・受注者は、月額基本料金並びに位置情報提供料金、機器や付属品の紛失・修理・交換料金などの利用者の費用負担を直接利用者に請求、徴収すること。

10. 業務報告

受注者は、毎月の位置情報対象者数・位置情報提供回数等を発注者に提供しなければならない。なお、報告項目については、協議のうえ、追加することがある。

11. 苦情の対応

受注者は、利用者等からの苦情に対し、迅速かつ円滑な解決を図るため、窓口又は担当者設けるなど利用者等の利便に配慮してその苦情処理に努めること。

12. 帳簿等の保存

受注者は、この契約に関する帳簿及び関係書類を、契約期間終了後5年間保存しなければならない。

1 3. 秘密保持

受注者は、本市の個人情報保護条例、及び同条例施行規則を遵守し、従事者または従事者であったものが、正当な理由なく、業務上知り得た利用者の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じること。

1 4. 職員の質の向上

受注者は、高齢者位置情報システム事業実施にあたり利用者の人権を尊重しなければならない。また、受注者は従事者に対し、基本的人権の正しい認識を持って対応できるよう適切な研修を実施し、研修内容を発注者に報告すること。

1 5. 一括再委託当の禁止

- ・受注者は、業務の全部を一括して、または主たる部分を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。
- ・受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が指定した部分を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。
- ・受注者は、業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が指定した軽微な部分を委託し、または請け負わせようとするときは、この限りではない。
- ・発注者は、受注者に対して、業務の一部を委託し、または請け負わせた者の商号または名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

1 6. その他

- ・本事業の契約を終了する場合は、新たな受注者に情報の引継ぎ等を行うこと。
- ・この仕様書に定めのない事項については、発注者、受注者双方協議のうえ、定めるものとする。